

## 朝霞市地域防災計画修正案について（概要）

### 第 1 修正方針

今回の修正では、災害対策関係の法令・指針、埼玉県地域防災計画等の上位計画との整合を図り、当市の災害対応力及び災害に強いまちづくりをより一層充実するため、次の点を踏まえるものとする。

1. 国において、令和元年台風 19 号など日本各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っていること。
2. 埼玉県において、埼玉県の減災に係る取組方針の策定、災害派遣福祉チーム（DWA T）の導入など防災力強化を加速させていること。
3. 当市において、地震被害想定の見直し、国土強靱化地域計画の策定、水害ハザードマップの改訂、災害協定の拡充など地域防災力の充実を図っていること。

### 第 2 計画の構成

朝霞市地域防災計画は、次の 6 編構成としている。

震災対策計画編については、東海地震関連情報の発表が行われなくなったことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を廃止し、代わって南海トラフ地震関連情報の発表が開始されたことから、「南海トラフ地震関連情報発表に伴う対応措置」を新設する。

#### 〈朝霞市地域防災計画の構成・概要〉

編構成	概要
総則・予防計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 計画の目的、防災関係機関の業務大綱、災害に関わる地域の自然環境、社会環境、災害履歴、災害想定等を記載</li> <li>▶ 災害に強い地域づくり、耐震化、治水、砂防、住民等の防災行動力の向上などハードとソフトの両面から減災施策を記載</li> </ul>
震災対策計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地震時の災害対策本部等の防災体制、災害防御活動、救助・救援活動、被災者支援策などを記載</li> <li>▶ <u>南海トラフ地震及び関連情報の概要、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を記載</u></li> </ul>
風水害等対策計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 風水害、富士山等の大規模噴火、複合災害時における防災体制、災害の警戒・防御活動、避難、被災者支援策などを記載</li> </ul>
大規模事故対策計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>大規模な火災や事故の発生時における防災体制、災害の防御活動、二次災害の防止措置などを記載</u></li> </ul>
災害復旧・復興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 復興体制、復興計画等の策定、各種復旧事業、被災者等の各種再建支援策などを記載</li> </ul>
資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害危険区域、防災関連施設、要配慮者利用施設、災害対策関連の例規、協定などを記載</li> </ul>

## 第3 主な修正内容

### 1. 市の取組の反映

#### (1) 「国土強靱化地域計画」「立地適正化計画防災指針」の策定

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる朝霞市国土強靱化地域計画を策定したこと、防災・減災まちづくりに関して、朝霞市立地適正化計画防災指針位置づけられたことなどを踏まえ、市の各種計画との関係を明記した。【総則 2】

#### (2) 地震被害想定の改訂

- ▶ 地震被害想定調査を更新し、朝霞市直下の北米プレートとフィリン海プレートの境界部で発生するマグニチュード7.3の想定地震による被害量、特徴等を明記した。【総則 10～11】

#### (3) 受援体制の充実

- ▶ 受援を円滑に行うため、市の各部に受援担当者を配置するほか、災害時には受援調整会議を開催して受援方針の決定、受援体制の総合調整等を行うことを明記した。また、応援協力を迅速に確保し、協力依頼の重複や混乱等を防止するため、災害協定を締結している団体について市の連絡窓口を明記した。【震災 26～27、資料 84～88】

#### (4) 避難所運営体制の充実

- ▶ スマートフォン等で避難所の空きや混雑の状況を確認できる「VACAN Maps」を導入したことを踏まえ、災害時は避難所の混雑状況を市民にリアルタイムに情報提供することを追記した。【震災 45】
- ▶ 指定避難所におけるペットの屋内受入の可否、ペット防災手帳の活用を公表したことを踏まえ、ペット同行避難の注意事項等を平時から普及することを明記した。【総則 70】

#### (5) 「災害廃棄物処理計画」の策定

- ▶ 朝霞市災害廃棄物処理計画を策定したことを踏まえ、災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、進捗管理を適切に災害廃棄物の処理を実施することを明記した。【震災 65】

#### (6) 災害協定の拡充

- ▶ 新たに締結した災害協定を踏まえ、市内の民間宿泊施設に一時滞在施設や応援隊の受入施設としての活用を要請するほか、県LPガス協会に避難所等の代替エネルギーとしてのLPガスや機材の提供を要請することを明記した。【震災 26・62・71】

## 2. 関係法令との整合

---

(1) 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正（令和3年）に伴うもの

- ▶ 避難指示等の発令時に市内に避難場所等を確保できず、他市町村への立退き避難が有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することが可能となったことから、広域避難の実施要領を明記した。【震災 43】

- ▶ 避難行動要支援者名簿に登録した方々の個別避難計画の作成が市の努力義務となったことから、災害リスクが高い方々を優先して作成することを明記した。

また、災害が切迫して避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを明記した。

(注) 令和6年7月現在、本市の個別避難計画の整備率は100%である。

【総則 65、震災 85】

- ▶ 指定避難所が「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」に分離され、指定福祉避難所は、受入対象とする要配慮者等を特定し、公示することとなったことから、受入対象の特定、公示及び、避難行動要支援者が指定福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努めることを明記した。【総則 56】

- ▶ 緊急通行車両の事前届出制度が廃止され、災害発生前でも確認手続きが可能となり、標章及び緊急通行車両確認証明書が事前に交付されることとなった。このため、市は申出済み車両に、事前交付された標章・証明書を配備することを明記した。【震災 53】

(2) 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正に伴うもの

- ▶ 災害発生のおそれがある場合は、発災前から必要に応じて災害救助法が適用され、避難所の設置等の事務が対象経費となったこと、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会等に委託する場合の調整事務が対象経費となったことから、災害救助法適用時には、これらの事務費等の帳簿を作成し、県に請求することを明記した。

【震災 13・

88】

- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が、“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”のほか、“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”が追加されたことから、支援制度を区分して対応することを明記した。【震災 78】

- ▶ 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象に中規模半壊世帯が追加されたことから、被害家屋認定調査や罹災証明では中規模半壊の区分を設けるとともに、中規模半壊世帯への支援金の支給を明記した。【震災 77、復旧 9】

## 3. 上位計画等との整合

---

(1) 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせ、また、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水、土砂災害等を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。

【風水 41～42】

- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請することを明記した。

【震災 31】

- ▶ 防災基本計画の修正に伴い、生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査し、安否不明者の絞り込みを行うことを明記した。

【震災 21】

- ▶ 国の「物資調達・輸送調整等支援システム」が整備されたことを受け、備蓄物資や地域内輸送拠点をシステムに登録し、災害時は、国・県・市で物資の調達・輸送等に必要情報を共有することで、効率的な物流調整を行うことを明記した。

【総則 60、震災 61】

- ▶ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定を受け、住家等の被害認定調査では、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用し、罹災証明を速やかに発行することを明記した。

【震災 77】

- ▶ 南海トラフ地震関連情報の発表が開始され、後発地震<sup>\*</sup>に対する防災対応や事前避難等のガイドラインが示されたことから、南海トラフ地震関連情報が発表された際の市の体制や避難対策等を追加した。

【震災 91～96】

<sup>\*</sup>南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が高まったと判断できる異常な現象が確認された後に発生するおそれがある巨大地震をいう。

## （2）埼玉県地域防災計画の修正等

- ▶ 減災協議会が策定した埼玉県の減災に係る取組方針、流域治水協議会が策定した流域治水プロジェクトを、流域の関係機関が連携し、ハードとソフトが一体となった大規模洪水対策を推進することを明記した。

【総則 72】

- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う埼玉県災害福祉支援チーム（DWAT）が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記した。

【震災 86】

## 4. その他

---

### （1）市の体制の改善等

- ▶ 朝霞市地域防災アドバイザーとの協力体制を確保し、自治会等の防災訓練や地域防災ネットワークの構築等の支援体制を強化することを明記した。

【総則 37】

- ▶ 女性等への配慮が必要な対策については、女性だけでなく、性的マイノリティなど多様な人々に配慮することを追記した。 【総則 40・43・55・56・69・70、震災 47】
- ▶ 災害対策本部において班編成の偏りを見直し、財務・情報班を情報担当、システム担当、議会担当、財務担当の4編成、市民班を被災者担当と物流担当の2編成に改訂した。また、全体の資源管理を担う部門の職員数の不足を考慮し、職員班と管財班を、現行の1課構成から2課構成へ強化した。 【震災 5~8】
- ▶ 勤務時間外地震時初動体制の実態を踏まえ、地域対応班はあらかじめ指名する職員のみとし、「施設勤務職員」を除外した。また、誤解のないよう「地域防災拠点担当職員」という言葉を削除したほか、地域防災拠点における事務に限ることを追記した。 【震災 10】
- ▶ 豪雨時の住家の被害調査は水害統計調査を含めて実施し、浸水範囲を推定して調査漏れがないようにすることを明記した。 【風水 9】

## (2) 防災関係機関の意見等

- ▶ 臨時ヘリポート予定地としていた朝霞駐屯地は、陸上自衛隊の使用計画との不整合があることから、朝霞駐屯地を臨時ヘリポート予定地から除外した。 【震災 55】
- ▶ 災害拠点病院の基幹災害医療センターが、川口市立医療センターから埼玉医科大学総合医療センターへ変更になったことを反映した。 【震災 38】
- ▶ 朝霞警察署との施設使用に関する災害協定の解除に伴い、朝霞警察署の被災時には、市長が認める施設を代替施設として使用できることを明記した。 【震災 49】

朝霞市地域防災計画案 修正内容対照表

該当頁	市民コメント版	修正案
震災 4	<p>本部長が指名する総括部の本部員は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。</p>	<p>危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、<u>受援関係者は、受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。</u></p>
震災 24	<p>市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。また、関係各班は、災害相談窓口相談員を配置する。</p>	<p>市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。また、<u>市民環境部長は相談内容に応じた職員の配置について、関係各班に要請し、関係各班は、災害相談窓口相談員を配置する。</u></p>
震災 26-27	<p>別紙のとおり</p>	<p>別紙のとおり ※風水編の該当ページにおいても震災編に準じて修正を行います。</p>
震災 77	<p>調査班は、被災者からの「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。 上記に掲げる住家の損壊及び火災以外に、住家の付帯物及び家財並びに非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。</p>	<p>調査班は、被災者からの<u>住家に対する</u>「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災(被災)届出証明書」を必要に応じて発行する。 市民班は、<u>上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災(被災)届出証明書」を必要に応じて発行する。</u></p>
風水 10	<p>ゲリラ豪雨等の突発災害が発生した場合は、応急的に危機管理室長が、浸水、がけ崩れ、被害状況等の把握、水没箇所の救出、通行規制、排水作業、噴水箇所や崩壊箇所の応急措置等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置の判断を市長に上申する。 災害対策本部の解散後も、災害応急対策の継続が必要な場合は、災害対策本部の事務分掌に基づき必要な活動を継続する。</p>	<p>ゲリラ豪雨等の突発災害が発生した場合は、浸水、がけ崩れ、被害状況等の把握、水没箇所の救出、通行規制、排水作業、噴水箇所や崩壊箇所の応急措置等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置を判断する。 また、ゲリラ豪雨等の突発災害は、大型台風より甚大な被害となる可能性がある一方、復旧等が比較的速やかに進められることから、迅速な対応が求められる。そのため、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、災害対策本部事務分掌に基づき、各班が必要な活動をする。 災害対策本部の解散後も、災害応急対策の継続が必要な場合は、災害対策本部の事務分掌に基づき必要な活動を継続する。</p>

## 朝霞市地域防災計画案 修正内容対照表

該当頁	市民コメント版	修正案
風水 10	<p>課税課は、危機管理室、道路整備課、下水道施設課と連携して浸水範囲を推定するとともに、住家の被害調査（水害統計調査）を速やかに実施する。なお、被害が広範囲に見込まれるときは、速やかに全庁から招集した職員による調査チームを編成して戸別訪問を行い、住家の被害の有無を確認する。</p>	<p>課税課は、危機管理室と連携して、把握した被害状況等から浸水範囲を推定し、調査すべき範囲を検討し、その検討に基づき住家の被害調査を速やかに実施する。</p> <p>また、現地において被害が確認され、調査範囲が拡大した場合は危機管理室に確認の上、調査を実施する。</p> <p>なお、災害対策本部の設置がないまたは、設置する時間的余裕がない場合かつ被害が広範囲に及ぶときは、各班から招集して編成した職員により、住家の被災調査の要否、消毒の希望の有無、各種支援制度の案内、その他の被害等を現地聴取する。</p>

## 第5節 応援派遣・受援

### 〔方針・目標〕

- 震度6弱以上の地震発生、多数の倒壊家屋発生、多数の避難者発生を確認し次第、発災後30分以内に直ちに県、自衛隊に連絡する。
- 大規模な地震の場合は、市だけでは対応できないため、協定に基づく応援を協定締結団体に要請する。

項目	担当
第1 受援体制の確立	本部班、職員班、各班
第2 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班
第3 地方公共団体等への応援要請	本部班、各班

### 第1 受援体制の確立

#### 【資料編】3 災害協定・覚書一覧

#### 1 情報連絡員の派遣要請

本部長は、情報連絡や災害対策の調整を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関等の長に対して、情報連絡員となる職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。

#### 2 受援体制の確立

##### (1) 各部各班の措置

初動期の72時間は受援が期待できないため、各班内で人材の過不足を調整する。なお、班を超える人材配置の調整は、職員班が行う。

また、個別の対策の災害協定や応援制度の運用は、連絡窓口となる班（資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照）が関係団体へ直接要請し、受援の迅速化を図る。

##### (2) 総括部職員班の措置

職員班は、各班の応援ニーズや受援状況を全体的に集約し、県や他市町村への総合的な応援の要請を検討する。なお、県、他市町村への要請連絡は、本部班を通じて行う。

職員班は、本部班の調整のもと応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

#### ■受入体制

食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配
受入予定施設	総合体育館サブアリーナ、中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設
現場への案内	応援を受ける担当班

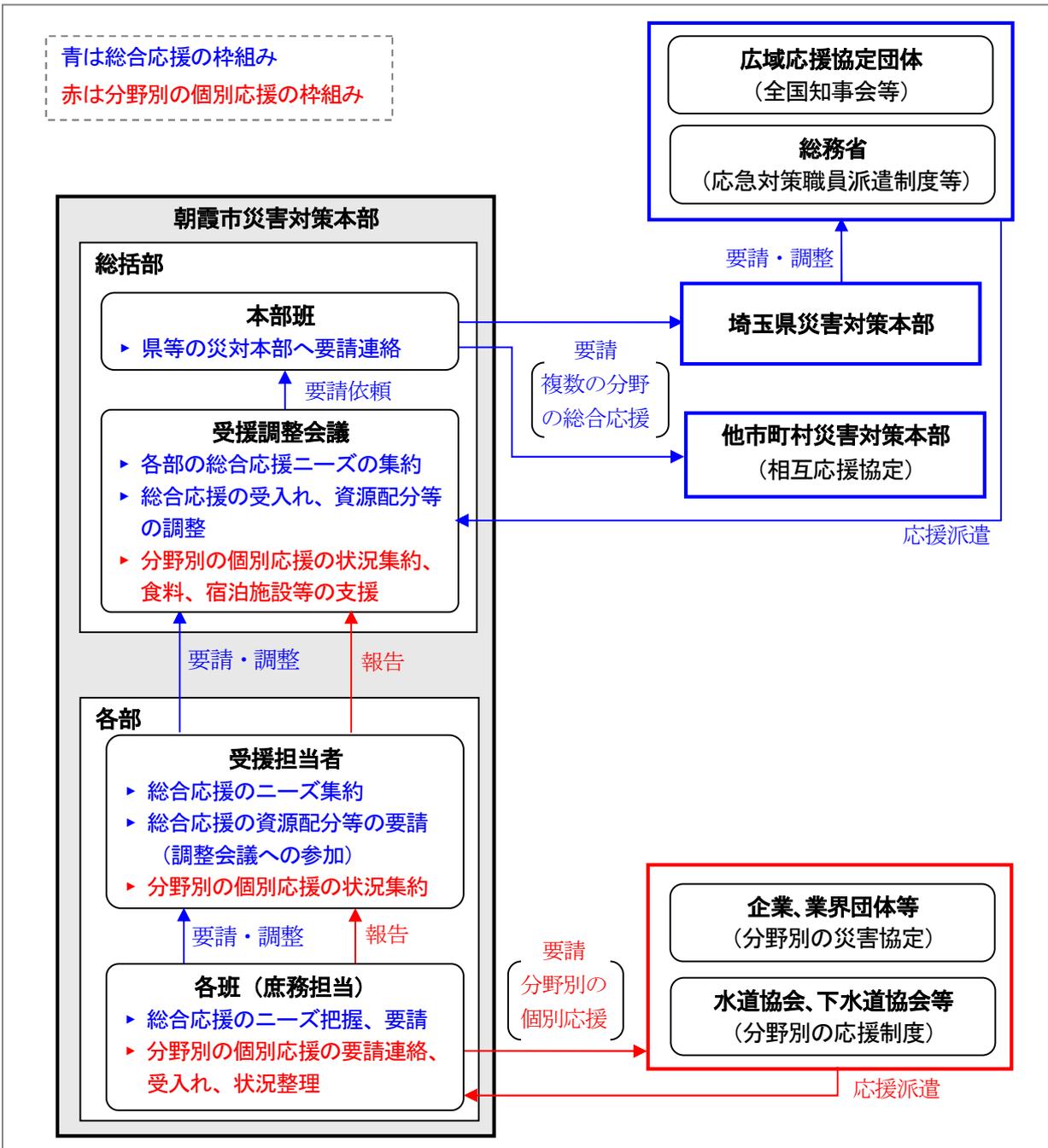
#### 3 調整会議の実施

本部長は受援の可否を判断し、危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集する。

■受援調整会議の構成等

構 成	総括部の本部長、受援統括担当*1、各部の受援担当者*2
事 務 局	職員班、本部班（オブザーバー）
審 議 事 項	① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定
備 考	※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各部長が指名する部内の職員で、部内の受援に関する情報収集・整理、職員班と部内各班との受援に関する連絡調整等を行う。

■要請・受入れフロー



これまでの取り組み過程

項目	令和6年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
市議会等			議会			議会			11月22日 11月29日		議会	
地域防災計画(本編)	国際航業素案作成		防災会議委員、全庁照会		修正期間 ※必要に応じて各部署打合せ ×切6/28			適宜修正		修正期限		
地域防災計画(資料編)												
災害対策別マニュアル	国際航業が修正案作成					各課照会	各部署調整期間 ×切9月末		修正期限(仮)	各課回答集計、確認、必要に応じて調整、修正		
市民意見聴取機会		アドバイザー意見交換会(5/9) 自主防災組織連絡会議(5/21)			防災展8/3, 4				防災フェア11/10(日)			
パブコメ										11/28~12/27		
庁内検討委員会		通知			7/31 資料事前送付	会議 8/7 14:00					通知	
政策調整会議												
庁議												
防災会議				通知		会議 8/27						
全員協議会												
印刷製本												

参考：令和5年度取組実績

①防災アセスメント調査の実施 ②令和5年12月8日 第1回地域防災計画担当者説明会開催 ③令和6年2月20日 第1回朝霞市地域防災計画庁内検討委員会開催 ④令和6年3月21日 第1回朝霞市防災会議

